

人権教育を進めるにあたって

伊藤 陽一（本学教職研究科准教授）

2021年3月に文部科学省から「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」が公表されました。人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕が、2008年3月に提示されてから実に13年経過していました。この間、人権教育に関連して国内外に様々な動きがあり、〔第三次とりまとめ〕を現代的に読み解く必要が出てきました。それが今回の「補足資料」です。したがって、「補足資料」には、「第三次とりまとめ」には出ていなかった論点が様々に盛り込まれています。

私は、京都市立の小学校教員として「人権教育」を教育課題として取り組んでいる学校に長年勤務してきました。校区に旧被差別地域や在日韓国・朝鮮人の人々が多く居住する区域を含む学校や児童養護施設を含む学校などを歴任してきました。それらの学校での「人権教育」の最重要課題は、「学力向上・学力保障」でした。「第三次とりまとめ」以前の京都市の方針は、「学力向上を至上目標とした実践活動を推進する」と示され、「人権教育の視点」は「学力向上・学力保障」に向けられていました。（当時の「学力観」は、知識・理解に特化した狭義の「学力観」でした。）

そして、「学力向上・学力保障」は、「日々の授業の充実」と「日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る」とことと位置づけられ、それによって校内研究（研修）における学習指導案は、学年で念入りに検討・作成され、事後研究会では、「個（学力低位層の子ども）の学びは、保障されていたのか。又、どのような手立てが有効だったのか。」という視点から厳しい授業改善に向けての指摘が繰り返されました。又、校内テスト等をはじめ全市的な学力テスト結果から詳細な学力分析がなされ、授業改善への具体的な提言と学習の定着化を図る為の様々な取組が提案され、校内組織として実践化が図られました。

このように学校は、「学力保障なくして子どもの人権

尊重はない」との共通認識の下、「学力向上・学力保障」を最重点課題と位置づけると共に、いじめ・不登校等の子どもに関わる課題についても同様の視点から取り組み、人権教育は学校教育の土台としての役割を果たしていました。つまり、「人権教育」は単なる機能や抽象的概念ではなく、全てが具体的で実効性のある取組であり、PDCA サイクルに基づいた校内指導体制の確立を図ることでした。

それでは、今回の「補足資料」にはどのような現代的な人権教育が示されたのでしょうか。私が特に注目したのは、以下の2点です。

1 つは、人権教育と学習指導要領との関係性です。人権教育の指導方法の基本原則である「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」は、学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」と緊密に繋がるものであり、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、その結果、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになる、とした点です。

2 つ目は、国内の個別的人権課題の主な動向について、「子供の人権」を一番に掲げ、その個別論点として「いじめ」「不登校」「児童虐待等」の立法措置に至る背景・状況とその重要性を示した点です。

この2点の取組の鍵は、教職員の人権感覚という資質・能力にあると考えています。人権感覚とは、人権が擁護、実現されている状態を感知し、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知し、それを許せないとするような、価値志向的な感覚だと言われています。人権感覚の基盤となる「人権の価値や重要性」に対する認識は、その人の経験や学習歴などにより違いがあります。その違いを共通理解する中、授業公開・意見交流という同僚性を発揮し日常の教員間のコミュニケーションを高めることによって個々の人権感覚が磨かれていくと確信しています。